

# 議 事 録 抄 本

令 和 3 年 12 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年12月農業委員会議事録抄本

日時：12月21日(月) 15:00～15:40

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博		8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・上延英一委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
10番 松岡 隆子	16番 高橋 清正

【署名人】

4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会12月定例会を開催します。

本日の欠席は上延委員です。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第48号から議案52号の5議案、報告事項1件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(委員会許可) 2件

議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第51号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理) 1件

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

(委員会決定) 107件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

13件

---

(事務局担当) 令和3年12月議案説明

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可)

23番:申請地は蓮池橋の交差点から南西へ約230mのところの位置しています。資料33ページの位置図、資料34ページの地籍図、資料45ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、先月の委員会にて別段面積を設定した農地を取得するものです。受け人の〇〇さんと所有者の〇〇さんと売買で話がまとまりました。

小型耕運機や草刈り機は所有しており、取得後は野菜の作付けや果樹を植える予定です。別段面積を設定した土地のため、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(委員会許可)

21番、22番は借受人が同一のため一緒に説明します。

21番、資料35ページをご覧ください。申請地は長目公民館の南約120mに位置しています。22番、資料37ページをご覧ください。申請地は藤田神社の西約60mに位置しています。資料36ページ・38ページに地籍図、資料45ページに現況写真をつけていますので合わせてご覧ください。関連は報告第1号16番です。申請にあたって〇〇と所有者の〇〇さんとの合意解約がなされています。

この申請は、使用貸借権の設定です。借受人の〇〇さんは、ぶどうを作りたいと考えており、家がある長目地区で農地を探していたところ、所有者の〇〇さんと〇〇さんとの話が纏まりました。畔から3m離して植樹する計画です。

トラクターは父親と共有で所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積も3,569㎡あるため問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可)

14番:資料39ページをご覧ください。申請地は高岡電工(株)の事務所から東約40mに位置しています。資料40ページの地籍図、資料41ページの計画図、資料45ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は売買によるものです。請け人の〇〇さんは〇〇を経営しており、会社から近く利便性が確保できるため話が纏まりました。転用後は貸露天資材置場として使用する予定です。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

議案第51号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理)

1番：資料42ページをご覧ください。届出地は、桜区の大年神社から西へ約80mのところにあります。資料43ページの地籍図、資料44ページに計画配置図で農業用倉庫を示しています。資料46ページの現況写真を合わせてご覧ください。

この届出は、所有者の〇〇さんが無断転用していた農業用倉庫の手続きを行うものです。既に建っているため始末書が添付されています。現在ほ場整備が行われている場所のため、事業完了後分筆を行う予定です。

200㎡未満の所有農地を自己の農業用施設のために転用する場合は、農地法第4条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について  
(委員会決定)

514番について、桜営農農事組合法人と〇〇さんとの設定を2筆議案にあげておりますが、〇〇さんが亡くなられ、相続代表者からの申請がないため今回の審議の対象外となります。

本件につきましては、514番を除く件数が合計106件と多数であること、事前に議案書として各委員様へ送付していることから、時間の都合上朗読については割愛させていただきます。

29ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田278,919.36㎡、畑2,410㎡、計281,329.36㎡です。

桜地区及び長野地区では、現在行われている、高岡福田地区のほ場整備事業を機に、営農組合を組織し、法人化しております。それと同時に、集落での話し合いがまとまり、農地中間管理事業に取り組むことになり、今回の集積計画に至っております。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借権の合意解約通知について

30ページをお開きください。使用貸借権の合意解約通知が13件出ていますので報告します。

説明は以上となります。

---

(議 長) 議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡隆子委員) 23番: 申請地は蓮池橋の交差点から南西へ約230mのところに位置しています。現地では、きれいに管理が行き届いていたことを確認しました。資料45ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、申請地は、畑作を行うことに特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡隆子委員) 21番・22番: 申請地は長目公民館の南約120mと、藤田神社の西約60mに位置しています。現地では、ぶどうを植えられると聞いています。長目公民館側の土地は2筆続いた広い土地でした。藤田神社の近くもきちんと管理されていることを確認しました。資料45ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、21番の申請地は住宅に囲まれたところにあり、22番の申請地は開けた場所にあり、畑作を行うことに特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可) 2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡隆子委員) 14番：申請地は、高岡電工(株)の事務所から東約40mに位置しています。現地では、きれいに整備された土地だということを確認しました。資料45ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 議案第51号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡隆子委員) 1番：届出地は、桜区の大年神社の西約80mに位置しています。

現地では、古い農業用倉庫が建っていることを確認しました。46ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、既設の農業用倉庫の手続きを行うものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第51号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件について、関係委員がいらっしゃいますので、退席願います。

< 吉高平記推進委員 退席 >

(議長) 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定514番を除く106件のうち、501番から555番及び561番の計55件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [ 賛成10 : 反対0 ]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件について、決定することといたします。

< 吉高平記推進委員 着席 >

(議 長) 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件を除く51件について、質疑はありませんか。

<なし>

---

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員



会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [ 賛成10 : 反対0 ]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 2件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第51号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1

件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第51号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件を除く51件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件を除く51件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画514番を除く106件のうち501番から555番及び561番の計55件を除く51件について、決定することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

(城谷委員) 報告第1号 農地使用貸借ひ合意解約について、令和2年に契約してた筆が解約されているがすぐに解約するとはよみ切れなかったのか。なにか理由があるのか。いくら手続きが簡単とはいえこんなに安易に第三者がするというのはおかしいと思う。番号でいったら17・18番。農業やったら何年かする契約となっている。正当な理由があったら教えてほしい。

(事務局) もともと借りられていた方が市川の方で、市川町でも農業をされています。市川の耕作地の近くで農地を借りてほしいという方が出てきており、さらに今回解約する農地を借りたいという方がいらっしゃったので、市川の農業に専念するため今回の解約となったと聞いています。

(城谷委員) 土地が放棄されると困るので、農地を守るという意味で手続きの時は理由を確認してください。

(議長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

< 15 : 40 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・1月20日（木曜日）15：00

署 名 人	松岡 忠幸
署 名 人	城谷 憲敬